**妊婦一般健康診査の時期と内容　　　　　　　　　　　　　令和４年度受診分**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 回数 | 標準的な受診時期の目安 | 公費負担する検査項目 | 公費負担額（円） |
| **（５回）****Ａ　券** | 第１回 | 妊娠８週～母子健康手帳交付後、初回の健診時に使用してください。 | 基本項目問診及び相談体重・血圧測定※以下同様尿化学検査 | 18,190 |
| 血液検査血液型、グルコース（血糖値）貧血検査、梅毒血清反応検査B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査ＨＴＬＶ-１抗体検査HIV抗体検査、風疹ウイルス抗体検査 |
| 子宮頸がん検診：ベセスダシステム |
| 第２回 | 妊娠18～22週 | 基本項目　※ | 6,290 |
| 超音波検査 |
| 第３回 | 妊娠22～27週 | 基本項目　※ | 9,670 |
| 血液検査グルコース（血糖値）、貧血検査 |
| 超音波検査 |
| 第４回 | 妊娠27～33週 | 基本項目　※ | 10,120 |
| 性器クラミジア検査 |
| 超音波検査 |
| 第５回 | 妊娠33～38週 | 基本項目　※ | 11,420 |
| 血液検査　貧血検査 |
| GBS膣分泌検査 |
| 超音波検査 |
| **（９回）Ｂ　券** | 受診時期・検査項目については、健診機関が必要と認めるもの。 | （上限）4,000 |

（消費税及び地方消費税は、非課税）

●Ａ券（第１～５回）の受診票は、公費負担回数・健診の内容が、回数によって定められています。それぞれ
定められた妊娠週数の間にご使用ください。

Ａ券の第1回については、妊娠週数に関係なく母子健康手帳交付後の初回健診時に必ず受けてください。

Ｂ券（９回）の受診票は、かかりつけの主治医と相談してご使用ください。

●医療機関によっては公費負担以外の項目も検査する場合がありますので、その検査については自己負担に
なります。

●この受診票で治療はできません。

●上記の公費負担額は令和4年度受診分となりますので、令和５年4月1日以降の受診分は、上記の金額が
変更する場合があります。